

教職員向け児童虐待対応の手引き

ぎやく たい 虐待から 子どもを守る!

子どもの小さな変化に気づくために

子どもの虐待には、大きく分けて4つのタイプがあります

身体的虐待

- ながる、ける
- やけどを負わせる
- おぼれさせる
- 戸外に締め出す
- 物を投げつける

など

性的虐待

- 子どもへの性行
- 性的行為の強要
- 性器や性交を見せる
- 子どもの裸を写真や動画で撮る

など

心理的虐待

- 傷つくことを言う
- 言葉によるおどし
- 無視をする
- きょうだいで差別する
- 子どものいる家庭で
きょうだいや配偶者に暴力を
ふるう、暴言を吐く

など

ネグレクト

- 家に閉じ込める
- 食事を与えない
- ひどく不潔にする
- 自動車の中に放置する
- けがや病気をしても病院に連れて行かない
- 保護者以外の同居人による虐待を放置する

など

① 学校等の職員の役割、責務

学校等の職員は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚した上で、虐待の早期発見に努める(児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)第5条)とともに、市町村や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うことが求められます。児童虐待防止法によって、学校等の職員に求められる主な役割は以下の4点です。

- ① 虐待の早期発見に努めること(努力義務)【第5条第1項】
- ② 虐待を受けたと思われる子どもについて、市町村(虐待対応担当課)児童相談所等へ通告すること(義務)【第6条】
- ③ 虐待の予防・防止や、虐待を受けた子どもの保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと(努力義務)【第5条第2項】
- ④ 虐待防止のための子ども等への教育に努めること(努力義務)【第5条第5項】

② 虐待の疑いに関するチェックシート



- このシートは要支援児童か否かを判定するものではなく、目安の1つとして利用してください。
- 複数に該当したり、その状態が継続する場合は要支援児童等に該当する可能性があります。
- 心配なことがある場合には、子どもの居住地の市町の虐待対応担当課に連絡してください。

	<input checked="" type="checkbox"/>	様子や状況例
子どもの様子	健康状態	不定愁訴、反復する腹痛、便通等の体調不良を訴える。
	精神的に不安定	警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、担任教諭、保育士等と視線が合わせられない。
	無関心、無反応	ボーッとしている、急に気力がなくなる。
	攻撃性が強い	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。
	気になる行動	担任の教諭等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。
		必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。
	反社会的な行動(非行)	深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。
	保護者への態度	保護者の顔を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。
		保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。
	身なりや衛生状態	からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。
季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れている。 虫歯の治療が行われていない。		
食事の状況		食べ物への執着が強く、過度に食べる。
登校・登園状況等	理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。	
	きょうだいの面倒を見るため、欠席・遅刻・早退が多い。	
	なにかと理由をつけてなかなか家に帰りたがらない。	
保護者の様子	子どもへの関わり・対応	理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に関心であったり、育児について拒否的な発言がある。
		きょうだいとの差別
	心身の状態(健康状態)	子育てに関する強い不安がある。
	気になる言動	些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 長期にわたる欠席が続く、訪問しても子どもに会わせようとしない。
	学校等との関わり	欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 学校行事への不参加、連絡を取ることが困難である。
家庭の状況	家族間の暴力、不和	絶え間なくけんかがあったり、家族不和(同居者間の暴力等)がある。
	住居の状態	家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。
		サポート等の状況

【参考事項】

上記項目以外にも、**家庭の経済的な困窮、複雑な家族構成、きょうだい数が多く、養育に協力する人の不在等**も挙げられます。

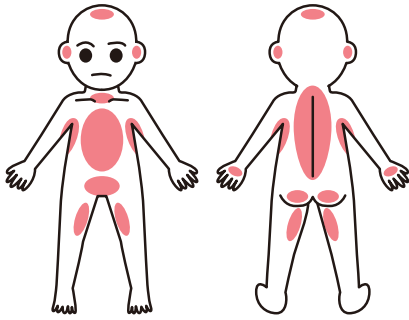


「おやっ?」と感じたら、積極的に子どもに声をかけて、何かいやなこと、困っていることがないか聞きましょう!

日頃から気をつけておくべきこと

- 子どもの小さな異変に気づくために、普段から子どもや保護者の様子、家庭の状況をよく観察しておくこと。
- アンケート、放課後児童クラブ等の学校外からの情報を収集すること。
- 不登校や非行、いじめ、自傷行為等の事案は、その背景として虐待が要因となっている場合もあることを認識して対応すること。
- 家庭不和(同居者間の暴力等)がある家庭で子どもが育つこと自体が心理的虐待に該当すると認識して対応すること。
- 次の枠内に示した外傷に留意すること。

【虐待による外傷が多い部位】



頭部、頸部、脇下、上肢の内側や腹部、背中、手の甲、性器、臀部、下肢の内側や後面等は転倒等では受傷しにくい部分。

また特に、頸部より上(頭、顔、首等)の負傷は、軽微なものであっても、後に事態が急展開して重大な傷害に発展する可能性があるものと認識すること。

- 外傷がある場合は、養護教諭などが確認して、部位、大きさ等を記録する!
- 事実と教職員の推測は混同せずに記録する!

- 子どもの外傷の原因について保護者に確認する場合は、「お子さんは〇〇〇とっていました」と保護者に伝えたり、保護者を責めるような発言は避けること。

③ 学校における虐待対応の流れ ～発生予防から通告まで～

《 発生予防等 》

- ・ 子どもや保護者への相談窓口の周知、相談への対応
- ・ 認知時の学校の対応について、保護者へのあらかじめの説明
- ・ 児童虐待未然防止のための教育、啓発活動、研修の実施

発生

《 早期発見 》

- ・ 日常の観察などによる子ども、保護者、家庭状況の把握
- ・ 健康診断、水泳指導
- ・ 教育相談、アンケート など

虐待の疑われる外傷の発見
子ども・保護者・家庭の状況に違和感
チェックシートに複数該当

- ・ 本人(子ども、保護者)からの訴え
- ・ 前在籍校、学校(歯科)医・養護教諭、他の保護者・児童生徒、放課後児童クラブ・放課後子ども教室等からの情報

子どもが
在校時間中の
対応が肝心!

1人で抱え
込まないで!

直ちに管理職へ報告・相談

チームとしての対応、早期対応(情報収集・共有、対応検討)

(チームメンバー)管理職、養護教諭、学級担任、学年主任、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクールサポートチーム等

通告・通報

④ どんな場合にどこへ通告すればいいの？

子どもの状況

明らかな外傷(打撲傷、あざ(内出血)、骨折、刺傷、やけどなど)があり、身体的虐待が疑われる場合

生命、身体の安全に関わるネグレクト(栄養失調、医療放棄など)があると疑われる場合

性的虐待が疑われる場合

子どもが帰りたくないと言った場合(子ども自身が保護・救済を求めている場合)

この他、子どもの生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合

上記に該当しないが虐待が疑われる場合

通告・通報先

児童相談所へ通告

警察へ通報

両方へ連絡が必要



児童相談所へ通告



警察へ通報

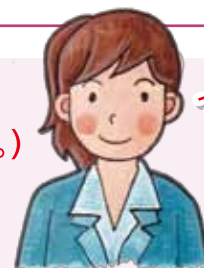


市町虐待対応担当課へ通告

学校設置者、教育委員会等へ、通告・通報したことを連絡

【学校が通告を判断するに当たってのポイント】

- ① 確証がなくても通告すること。(誤りであったとしても責任は問われない。)
- ② 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること。
- ③ 保護者との関係よりも子どもの安全を優先すること。
- ④ 通告は守秘義務違反に当たらないこと。



空振りOK!
見逃しNG!!

・ 児童虐待防止法では、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに児童相談所や市町の虐待対応担当課へ**通告しなければならない**としています。

・ 虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも、**一般の人の目から見れば主観的に虐待が疑われる場合は通告義務が生じます。**

・ 学校は虐待の確証がないことや保護者との関係悪化等を懸念して**通告をためらってははいけません。**

通告の際に提供する情報

- ・ 子ども・保護者の氏名、年齢等
- ・ 家庭の状況(家族関係、兄弟姉妹や同居する家族についての情報)
- ・ 外傷や症状(誰から、いつから、どのような)、外傷・症状に関する本人の説明*
 - ※ 詳細不要、聞き取りはオープンエスチョン¹で実施し、開示があった時点でそれ以上は聞かない。速やかに司法面接²につなげる。
- ・ 出席状況(欠席の頻度やその長さ、遅刻・早退の状況など)
- ・ 日常的な学校での様子(友人関係、休み時間の様子、身だしなみ、提出物・忘れ物の状況、その他不自然な点など)

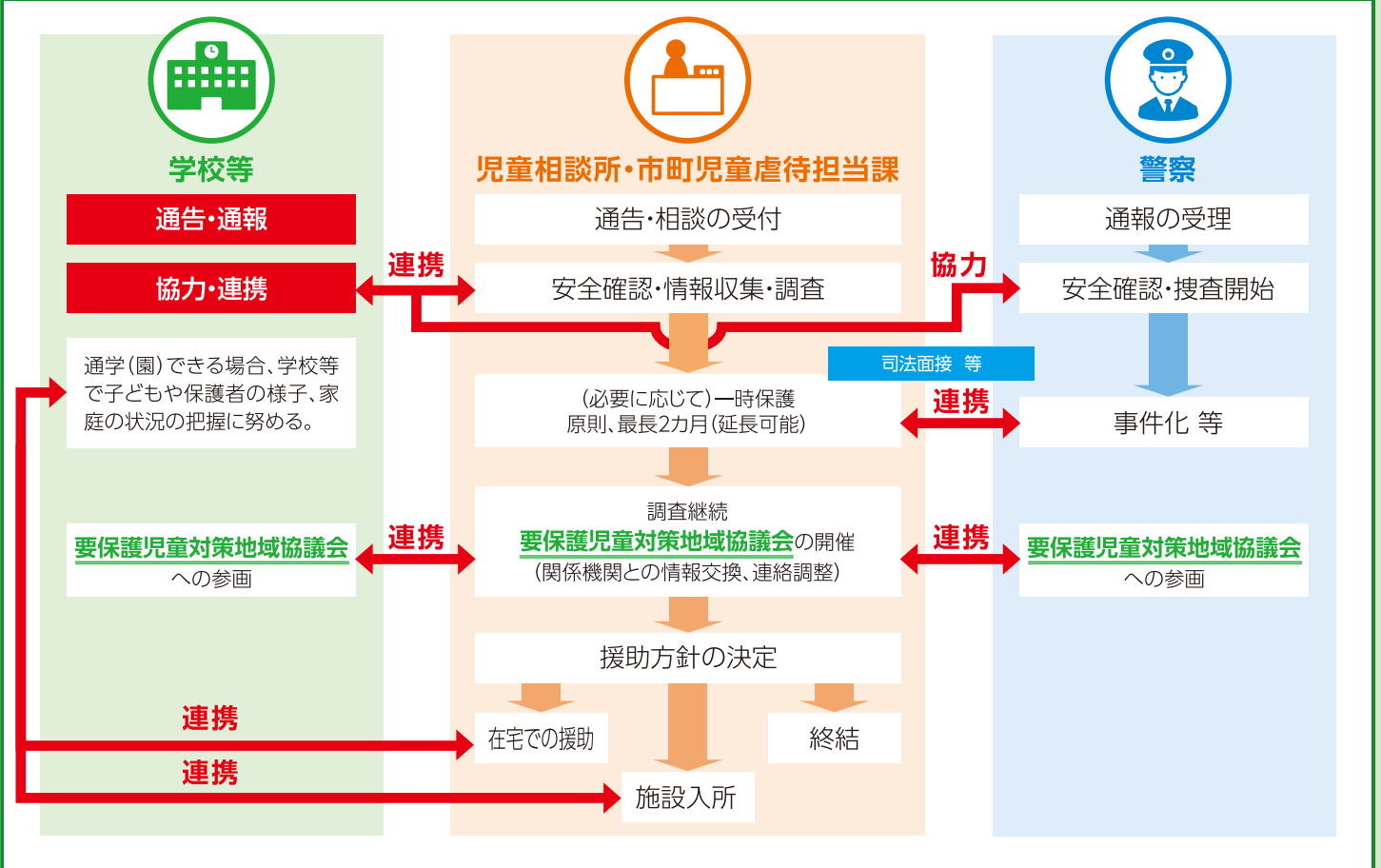
*1 オープンエスチョン…「はい」「いいえ」で答えられない、回答者が自由に考えて答えられる質問。

*2 司法面接…司法面接とは協同聴取、代表者聴取、協同面接ともいわれ、虐待を受けた子どもに3機関(児童相談所、警察、検察)が連携して被害内容を確認する面接で、子どもが繰り返し同じ被害内容を聴取されることを避け、子どもに与える心理的負担の軽減のために実施されている面接。



まずは把握している
情報を迅速に
通告・通報する!

⑤ 通告後の対応



⑥ 学校等からの情報提供と多機関連携について

- 児童相談所や市町から、虐待にかかる子ども又は保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められた場合、必要な範囲で提供することができる。【児童虐待防止法第13条の4】
- 保護者から情報元(虐待を認知するに至った端緒や経緯)に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えず、児童相談所等と連携して対応すること。
- 要保護児童対策地域協議会**において進行管理台帳に登録された子ども等について、
 - 概ね1ヶ月に1度、出欠状況や家庭からの連絡の有無、欠席の理由を書面で児童相談所に情報提供すること。(再度、通告の必要がある場合は、迷わず通告すること。)
 - 休業日を除き7日以上欠席した場合は、速やかに児童相談所に情報提供すること。
 - ケース会等について、積極的に参画し、必要な情報共有を行うこと。
 - 保護者から転校の申し出や相談があった場合、市町や児童相談所と情報共有すること。
 - 転居に伴う転校や進学の際には、必ず、転校元、進学元の学校等は、転校先、進学先の学校等へ、必要な情報を引継ぐこと。
- 市町教委は、市町の虐待対応担当課と緊密に連携し、情報共有に努めること。

連絡先

子ども女性相談センター
高松市西宝町二丁目6-32

西部子ども相談センター
丸亀市土器町東八丁目526

()警察署
()課

087-862-8861

0877-24-3173

- -0110

警察 緊急通報 **110**

警察相談専用電話 **#9110**

児童相談所全国共通ダイヤル電話 **189**

※0570-064-000でもお近くの児童相談所につながります。



Q&A 虐待対応の質問・疑問にお答えします!



No.	質 問 ・ 疑 問	回 答
1	虐待対応について、日頃から学校で出来ることは何ですか?	年度当初の保護者説明会等で、虐待の認知時の学校の対応について、あらかじめ説明しておくことや、育児相談窓口の周知等は虐待の抑止に繋がる可能性があります。また、学校として適切な対応が取れるよう虐待事案対応に関する知識についてこのリーフレットを活用するなどして校内研修を行ったり、迅速で組織的な対応のため、平素から緊急時の校内の連絡体制を確立しておくことも重要です。
2	「要保護児童対策地域協議会(要対協)」とは何ですか?	要保護児童等(保護者のない子ども、保護者に監護させる上で支援が必要な子ども、被虐待児童に限らず、非行児童等も含まれる。)の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携、協力を確保するための協議会で、市町に設置されています。
3	子どもに虐待の疑いを感じるあざがあるのですが、本人に聞くと「自分で転んだ。」と話してははっきりしません。また次回、同じようなことがあれば、通告しようと思いますが…。	既に虐待の疑いを感じており、外傷もあるので、 その時点で通告・通報しなければなりません。児童の再被害防止の観点からも大変重要です。
4	身体にあざがあり虐待を疑ったので、子どもからいろいろ詳しく話を聞いてから管理職に報告して通告・通報すべきと思いますが…。	根掘り葉掘り聞くことは避けてください。「どんなふうになげがをしたの?」などと、 オープンクエスチョンで聴取するのに留め 、被害について簡単な開示があれば 詳細の聴取は控えて 、後の司法面接につなげて下さい。子どもの心理的負担の軽減や記憶の汚染防止のために重要です。
5	夜間に子どもや保護者等から、とても心配になる連絡がありました。翌朝、欠席すれば、管理職に報告した上で、通告しようと思いますが…。	夜間や休日でも、緊急性を感じるような心配な連絡が子どもや保護者等からあれば、連絡を受けた人の判断で、 その時点で、警察や児童相談所に連絡して下さい。 常に、最悪の事態を想定して対応しなければならず、そのための緊急時の連絡体制や方法要領等については、普段から確立、共有しておくなければなりません。
6	保護者から、虐待を認知するに至った経緯や通告元を教えるよう求められており、保護者との今後の関係性もあるので、経緯や通告元についても説明しておこうと思いますが…。	学校や教育委員会等は、保護者から問われている情報について、子どもが教職員などに話した内容や、児童相談所や市町との連絡内容などを 保護者に伝えてはいけません。 また、学校や教育委員会等は、虐待を受けたと思われる子どもについて通告したことを、 保護者に伝える必要はありません。
7	6の説明を拒否したところ、学校で作成した虐待に関する記録について、保護者から個人情報保護条例等に基づく開示請求がありました。条例に基づくものなので、開示すべきと思いますが…。	開示することにより、子どもの生命又は身体に支障が生じるおそれや子どもの権利利益を侵害するおそれがないかどうかを検討し、これらに該当すれば所定の続きに従って 不開示決定としなければなりません。 また弁護士に相談したり、 児童相談所と連携 したりして対応することも重要です。
8	要対協の進行管理台帳に登録されている子どもの家庭に何らかの変化はあったようですが、個人情報になるので、この件は児童相談所等への連絡は必要ないと思いますが…。	家庭の変化などは、虐待リスクを上昇させるおそれがあるので、 児童相談所や市町と情報共有しなければなりません。 また、転居情報等があれば、指導要録や健康診断票、虐待に係る記録の写し等を 確実に転居先の学校へ引き継ぐ とともに、教育的観点から電話連絡などを通じて 新しい学校に必要な情報を適切に伝えることが重要 です。進学の際も同じです。
9	一時保護の際に、関係機関に協力しても、後で、保護者から学校が苦情を受けます。学校が通告したことは、保護者に説明していないのに、関係機関がそのように説明しているのではと、疑心暗鬼になってしまいます。	児童相談所等には、通告元を秘匿する義務があるので、 通告元を加害者に伝えることはありません。 推測により、保護者が「学校が言いつけた。」と主張してくることもありますが、その際も、学校が通告した事実は保護者に伝える必要はなく、「一時保護等は児童相談所の判断である。」ことを明確に伝えましょう。
10	不登校の子どもについては、どのように虐待を把握すればいいのですか?	不登校の 背景に児童虐待 の問題がある可能性があるため、虐待が疑われる場合は、 児童相談所等と情報共有 しておく必要があります。また、要対協の進行管理台帳に登録されている子ども等については、 休業日を除いて引き続き7日以上欠席が続いた場合 、欠席理由の如何を問わず、子どもと面会できない時は、 児童相談所へ情報提供 しなければなりません。